

第 1 4 回高田郡六町合併協議会  
会 議 録

高田郡六町合併協議会

## 第14回高田郡六町合併協議会

開催年月日 平成15年8月28日(木)

開催場所 吉田町中央公民館 2階 講堂

合併協議会委員定数 46名

開 会 午後1時33分

閉 会 午後2時22分

### 高田郡六町合併協議会出席者

会長 児玉 更太郎

副会長 崎岡 典男

委員 浜田 一義

沖本 信男

織田 邦夫

今井 正

眞田 良三

宮本 房宏

松浦 利貞

亀岡 等

熊高 昌三

今村 義照

井上 尚文

杉原 洋

織田 卓荘

大前 直行

佐々木 博

岡山 薫

岡原 雪夫

長岡 公次郎

新山 勝義

玉川 祐光

井上 克子

新本 正則

久光 隆穂

籠田 昭造

平重 武夫

渡 辺 義 則  
松 田 紀 雄  
河 野 卜ヨコ  
佐 藤 仁 志  
新 本 義 登  
玉 浦 進  
奥 川 佐智江  
小 丸 明 義  
辻 駒 健 二  
秋 政 哲 江

神 川 八重子  
重 藤 剛 介  
住 吉 海 平  
吉 田 修  
門 橋 政 子  
篠 塚 忠 信  
山 本 昭 雄  
白 川 幹 郎  
黒 岩 整 治

以上 4 6 名

顧 問 亀 頭 睦 訓

高田郡六町合併協議会欠席者

藤 井 昌 之  
桑 岡 達 夫  
下 間 俊 乘

熊 高 一 雄  
金 川 末 夫  
金 川 豊 久

以上 6 名

顧 問 児 玉 浩

高田郡六町合併協議会事務局

事 務 局 長 田 丸 孝 二  
事 務 局 次 長 來 山 哲  
事 務 局 職 員 山 平 修  
小 田 忠

森 川 薫  
中 川 雅 夫

山 縣 勇 壯  
内 藤 道 也

土 井 実 貴 男

## 議事日程

1 開会

2 あいさつ

高田郡六町合併協議会 会長 児 玉 更 太 郎

3 会議録署名委員の指名

4 議題

( 1 ) 報告事項

報告第 2 6 号 協議会委員の異動について

報告第 2 7 号 安芸高田市市章候補選考小委員会協議結果に  
ついて

報告第 2 8 号 広島県知事への廃置分合申請について

( 2 ) 協議事項

協議第 7 0 号 平成 1 4 年度高田郡六町合併協議会決算の認  
定について

5 閉会のあいさつ

高田郡六町合併協議会 副会長 崎 岡 典 男

6 閉会

午後 1 時 3 3 分 開会

【 1 開 会 】

【 2 あいさつ 】

会長 それでは一言、皆さん大変お忙しい中を久しぶりにこの法定協議会の会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ご存じのように、事務的な問題については、ほぼ調印式で終わっておるわけでございます。去る 6 月の 6 町の定例議会におきまして、合併の議案が 6 町とも全部原案通り決定をしていただきました。そのことによりまして、現在県の方に合併の申請を送っておるわけございまして、この議決によりまして、最終的には我々の段階では合併が確定しておるということございまして、その後は国の手続を経て承認を得るという段階になっておるわけでございます。今まで皆さんには大変ご心配をかけたわけでございますが、今のところ事務も順調にいったることを報告をさせていただきたいと思っております。きょうはどうもありがとうございました。

議長 ただいまの出席委員は 4 6 名でございます。協議会規約第 1 1 条第 1 項の規定によりまして、定足数に達しておりますので、ただいまから第 1 4 回高田郡六町合併協議会を開催いたします。

【 3 会議録署名委員の指名 】

議長 会議録署名委員の指名をいたします。高宮町の奥川佐智江委員、高宮町の小丸明義委員を指名いたします。奥川委員さん、小丸委員さん、よろしく願いをいたします。

#### 【 4 議 題】

##### 【（ 1 ）報告事項】

##### 【報告第 2 6 号 協議会委員の異動について】

議長　それでは早速、会議に入ります。

報告事項を議題といたします。

最初に、報告第 2 6 号 協議会委員の異動について、報告をいたします。

まず、委員の就任についてご報告いたします。

向原町選出の学識経験の委員さんが欠員になっておりましたが、このたび下間俊乘さんに後任の委員さんとして就任していただくことになりましたので、報告をいたします。

また、向原町及び八千代町の議会構成が変わったことに伴いまして、委員の交代がございましたので紹介をいたします。向原町議会におきまして、折口副議長さんから佐々木副議長さんに交代されたので、佐々木副議長さんに新たに就任していただきました。また、八千代町におきましては、浮田議長さんから松浦議長さんへ、青原副議長さんから井上副議長さんに交代されたので、松浦議長さん、井上副議長さんに新たに就任していただきました。

それでは、新たに委員に就任していただきました皆さんから、一口ごあいさつを賜りたいと思います。

最初に佐々木委員さんを紹介をいたします。

佐々木博委員　佐々木でございます。向原町議会の任期満了に至りまして再選されました新しい議員の中から、折口前副議長から私の方に移りまして、今回の協議会の委員にさせていただきました。今後ともよろしく願いをいたします。佐々木でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、松浦委員さんをご紹介を申し上げます。

松浦利貞委員 松浦でございます。

議長 続きまして、井上委員さんを紹介をいたします。

井上尚文委員 井上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

なお、向原町の下間委員さんは、本日ご欠席でございます。新たに就任いただきました委員の皆さんには、安芸高田市の誕生に向け、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

【報告第27号 安芸高田市市章候補選考小委員会協議結果について】

議長 次に、報告第27号 安芸高田市市章候補選考小委員会協議結果についてを議題といたします。

安芸高田市市章候補選考小委員会協議結果について、熊高委員長から報告をいただきたいと思います。委員長、委員長席に移動をお願いします。

(委員長席へ移動)

熊高昌三委員長 安芸高田市市章候補選考小委員会の委員長に選任されました熊高昌三です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、安芸高田市市章候補選考小委員会の協議結果について、ご報告を申し上げます。

本小委員会は、去る6月1日から7月15日まで実施いたしました市章デザイン公募作品2,221点の中から、住民投票にかける市章候補5点の選考及び安芸高田市市章デザイン選考住民投票実施要領を策定いたしました。ここにご報告をいたします。

まず協議の結果ですが、第1回小委員会では、公募の報告とコンサルタントの紹介を受け、市章候補5点を選考するまでの第1次選考方法及び住民投票の実施要領について協議決定をいたしました。この第1次選考方法によって第2回、第3回の小委員会を開催し、2,221点の作品の中から候補作品5点及び次席候補作品5点を、慎重審査の上、決定いたしました。審査に当たっては、2,221点から150点に絞る第1次審査の段階においては五つの評価要素をもって審査し、150点から62点に絞る第2次審査の段階においては八つの評価要素をもって審査し、最終審査においては委員全員で1点1点総合評価しながら全員一致をもって候補作品5点、本日は正面に向かって右側に掲示してあるのが候補作品5点であります。それを決定をいたしました。さらに、候補作品の中に類似のデザインがあった場合、それを除外して住民投票にかける必要がありますので、次席候補作品5点、これは向かって左側の5点であります。これに順位をつけて選考をいたしました。

なお、類似作品の有無については、本日の協議会までにコンサルタントが調査することにしておりましたが、候補作品5点については、現時点での登録された商標及び自治体の標章に類似デザインはないとの回答をいただいておりますので、ご報告をいたします。詳細については事務局長が報告いたしますので、ご協議の上、ご承認いただきますようお願いし、委員長報告を終わります。ありがとうございました。

事務局長      それでは、報告第27号 安芸高田市市章候補選考小委員

会協議結果につきまして、少し詳しくご報告を申し上げたいと思います。

まず協議の経過でございますが、お手元の方の資料 1 ページ下段の方からごらんをいただきたいと思います。

まず第 1 回目の協議会におきましては、市章デザイン公募の結果について、ご報告申し上げました。先ほどありましたように 2, 2 2 1 点の報告をしたところであります。次に、この市章デザインを選考するアドバイスをいただいたり、または補正をいただいたり、そして先ほどご報告ございましたように商標とか自治体に類似の標章等があるかないかの調査をしたりこういった業務をし、さらにはこの市章を旗に仕上げていく必要がございますし、バッジにしたり、さらには封筒に使ったりというふうな行為がございますが、そういったものをいわゆるマニュアルというふうでございますが、この策定等々をするコンサルタントの報告をいたしました。このコンサルタントは電通と中国博報堂、この 2 社から見積もりを徴収いたしまして、その結果、中国博報堂に依頼をするということに決定をいたしておりましたので、その報告をしたところであります。

次に、協議の項目でございますが、委員長及び副委員長の選出を行いました。資料につきましては、5 ページをごらんをいただきたいと思います。委員長には高宮町の議会議長であります熊高委員、それから副委員長には美土里町の学識経験者であります佐藤委員を選出をしたところであります。

次に、市章デザイン候補作品の第 1 次選考方法、これをいかにするかという協議をいたしました。資料につきましては、8 ページでございます。

まず第 1 次の選考は、いわゆる候補の 5 点を選考するというところでございます。ちなみにその 5 点以外に類似の作品があった場合に、投

票にかける次席の候補5点を選考するというごさいます。まず最初に、2,221作品のうちから第1次の審査をもちまして、これを100から150作品程度まで絞り込む。それから、その作品の中から第2次の審査で60作品程度に絞っていく。そして最終の候補5作品に絞ると、こういう作業の方法を確認をしたわけでありす。そして市章デザインの住民投票にかかわる実施要領、これをいかにするかということを決めをしたわけでありす。この第2回及び第3回で、それぞれ2,221作品の中から5点に絞っていくという行為を行いました。

第2回目の小委員会におきましては、第1次の審査と第2次の審査を行いました。第1次の審査につきましては2ページの上段、点線で囲ってありますけれども、新市のシンボルであります「人 輝く・安芸高田」、これを表現をしているか、それからシンボル性、シンボルとなっているか、それから公共のそういった市章、デザインにふさわしいか、それから好感を持っているか、さらには、造形性、こういったことに加え、類似をしているものはないか。それからデザイン性や視認性ということでありすが、視認性というのはぱっと見たときに極めてわかりやすいということでありすが、その視認性が低いもの。それから色彩条件や色彩、バリアフリー、これはいわゆる目の不自由な方が色は違っても同じ色に見えるということはごさいますけれども、そういった色の配置になっていないか等々を勘案をしまして、150点に絞るという行為をしたわけでありす。

次に、第2次審査ということで八つの評価要素、安芸高田らしさを反映しているか、それからデザインから連想されるものが適切であるか、それから美しさ、ユニークさを感じられるか、それから目立つ、印象に残る、そういった要素を持っているか、それから再現性、展開性。再現性、展開性というのは、先ほど言いましたように、バッジに

するとか旗にするとか、そういった行為を今からしていきますけれども、そういった展開性が優れているか。それから類似性がなく、独自性、創造性があるか、それから扱いやすく管理しやすいかどうか。複雑な雪の結晶みたいなのがこうなったようなものもございましたけれども、そういうのは細かいところの表現がバジリなんかにしたらできないとかいうふうなことであります。それから文化的な価値、情報価値を有しているかというふうな八つの要素をもとに選考を行いまして、150点の作品から62点に絞ったわけでございます。

第3回目の小委員会、8月21日に開催しまして、これで最終審査ということにいたしました。まず、すべての作品を並べ、62作品のうちから34作品、これをいわゆる委員さんの投票、もしくはコンサルの推薦というものをあわせまして34作品を選考し、その中からすべての作品を並べ、1点1点吟味をして5作品を選考したということでございます。これらの小委員会の結果の報告でございますが、5ページ、これは委員長、副委員長さんの選出でございまして、ご報告を申し上げたとおりであります。なお、ちなみに6ページは小委員会の委員の名簿を挙げさせていただいております。

それから7ページ、資料2でございますが、先ほど申し上げましたように2,221作品の中で、応募者の総数は1,032人でございます。年齢区分、それから性別、住所区分というふうにしておりますので見ていただければと思います。なお、住所区分の中で、広島県が557ということで54%の応募をいただきましたが、そのうち高田郡が467人ということで45%の方は高田郡の応募でございました。この中には、学校ぐるみで参加をしていただいたところもございます。クラブ活動で参加をしていただいたような中学校もございます。なお、募集の関係につきましては、7ページの下段に掲げておりますのでごらんをいただきたいと思います。

8 ページは先ほど第 1 次選考の方法についてご報告申し上げましたので省略をさせていただきます。

9 ページ、10 ページであります。その結果、先ほど委員長の方からご紹介いただきましたように 5 点、これは受付の番号順に並べさせていただいておりますが、5 点を選考したものでございます。選考の理由につきましては、選考した 5 作品それぞれについて、安芸高田市市章候補選考基準を満たしていることに加え、視認性、識別性、造形性、公共性、ユニバーサルデザイン性、再現性、展開性にすぐれているとともに、文化的価値や情報価値を有しており、安芸高田市のキャッチフレーズである「人 輝く・安芸高田」にふさわしい作品であるということで 5 点を選んだ理由としているところであります。

次に、資料 5 でございます。住民投票の実施要領でございます。この 5 点を住民投票にかけるわけでございますが、それをどのようにするかということについて小委員会でご決定をいただきました。趣旨、それから候補デザインにつきましては 1、2 で書いておりますので省略しまして、3 の住民投票の実施方法等でございます。投票のまず資格でございますが、高田郡 6 町に居住している者、または在勤、もしくは在学している者。2 番目で専用投票用紙、または官製はがきへの記載の事項ということでございますが、専用の投票用紙、もしくははがきを使って投票していただくわけでございますけれども、その要領でございます。デザインの番号、これを 1 作品のみ記入をしていただく。そして郵便番号、住所、氏名、ふりがな、それから年齢、性別、電話番号を記入していただく。在勤者、または在学者の場合は、勤務先、もしくは学校名を記入していただくという形にしております。投票の仕方ではありますが、投票の点数は一人 1 点ということで、一人 2 点以上投票する場合は無効とさせていただきますということであります。投票の方法ではありますが、高田郡 6 町の役場並びに合併協事務局に設

置をした投票箱へ専用投票用紙を用いて投票する方法で、これはチラシを全戸配付させていただきますけれども、そのチラシに専用のはがきを刷り込んでおりますので、それを投票していただくという形でございます。それから専用投票用紙、または官製はがきを用いて下記へ郵送し投票する方法ということで、私どもの事務局の方へ郵送をしていただくという方法、二つの方法ですればというふうに決めていただきました。それから実施の期間であります、平成15年9月15日から平成15年9月30日まで、締切日当日の消印有効ということでございます。それから住民投票の結果の報告でありますけれども、広報ホームページで行うと。それから住民投票応募者に対する記念品であります、抽選により30名に図書券2,000円を贈呈をする。抽選につきましては、小委員会において実施をし、この協議会にご報告、決定というふうにさせていただくということでございます。以上が、住民投票の実施要領でございます。

次に資料6、13ページであります、記念品受賞に関する申し合わせ事項ということでございまして、これは市の名称のときにもございましたけれども、合併協の委員及び高田郡6町の職員につきましては、安芸高田市市章デザイン選考住民投票への参加資格はあるものの、住民投票応募者に対する記念品については、これを辞退するという申し合わせをしてはどうかということもあわせて決定をされました。

以上で、市章候補選考小委員会の協議結果についてのご報告を終わります。

議長　それでは、ただいま安芸高田市市章候補選考小委員会の結果について、熊高小委員長さん、また事務局からいろいろ説明をさせていただきました。このことについてご質問等ご発言がございましたらお願いをいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 別に質問もないようでございますので、小委員会報告について確認をいたします。

まず最初に、安芸高田市市章候補第1次選考結果の報告にありました5作品を、住民投票にかけることについてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、全員の賛成をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

次に、安芸高田市市章デザイン選考住民投票実施要領についてご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないようでございますので、報告にあった安芸高田市市章デザイン選考住民投票実施要領により、住民投票を実施することといたします。

次に、記念品受賞に関する申し合わせ事項でございますが、報告のとおり確認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議ないようでございますので、記念品受賞に関して報告のとおり申し合わせすることにいたします。

以上で、報告第27号 安芸高田市市章候補選考小委員会協議結果についてを終了をいたします。

熊高委員長さん、どうもありがとうございました。

熊高昌三委員長 どうもご承認ありがとうございました。

【報告第28号 広島県知事への廃置分合申請について】

議長 続きまして、報告第28号 広島県知事への廃置分合申請についてを議題といたします。

去る5月27日の合併協定書調印式を受けて、各町では6月の定例議会におきまして合併関係4議案をいずれも議決をいただきました。この議決を受け、7月7日付をもちまして、広島県知事への廃置分合申請を行いましたので、事務局長をもって報告をいたします。

事務局長。

事務局長 それでは、報告第28号 広島県知事への廃置分合申請についてご報告申し上げたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。

この申請書でございますけれども、7月7日に6町の議会議決を受けまして、広島県の方へ提出をさせていただきました。まず1ページにはどのような書類を県の方へ提出したかということを示したものでありますが、申請書、それから添付書類ということで廃置分合を必要とした理由及び経過の概要、これは別紙2でつけさせていただいてあります。それから新市の名称及び新市の事務所の位置等についてということで、これは別紙3でつけさせていただいております。その他、議会の議決関係の資料、ここでは省略をさせていただいておりますけれども、関係町の議会の議決書、これは4議案、議決を各町でしていた

だいておりますが、その議決書の写しをつけております。さらにこの議決をした議会の会議録、抄本であります、その写しをつけさせていただいております。それから議決書に添付をされておりますけれども、それぞれ議案に関する協議書、廃置分合に伴う財産処分に関する協議書、さらに議会の議員の定数に関する協議書、それから経過措置に関する協議書、これは議員及び農業委員会の委員の任期及び定数のことでございます。議会の議員さんにつきましては11月30日まで、それから農業委員会の委員さんにつきましては8月の30日まで在任特例を使って任期を延長するということではありますが、その協議書の写し等をつけさせていただいております。さらに、協定書の写し並びに建設計画書、それから以下は、関係町の現況、いろんな公共施設がどのようにあるかとか、それから人口等の問題等々、そういった現況、関係図面等々をつけさせていただいております。

2ページでありますけれども、別紙1でつけさせていただいておりますが、これが6町の町長さんのお名前で公印をいただきまして、県知事へ出させていただいた申請書のかがみでございます。

3ページには、廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要ということで地勢等合併を必要とした理由、地方分権と新たなまちづくりへの対応、それからイとしまして、生活圏の一体化と多様な行政ニーズへの対応、さらに厳しい財政状況への対応等々を記載をしております。そして、廃置分合に至る経過及びその概要ということで、法定協議会設置までの経過を含めて議決をいただいたところまでの経過を記載をさせていただくという形にしております。

それから7ページ、別紙3でありますけれども、新市の名称及び新市の事務所の位置等ということで、新市の名称、安芸高田市ということで、その選定の理由を書いております。それから事務所の位置につきましては選定の理由、これを書かせていただいて県の方へ提出をし

ております。以上でございます。

議長　ただいま報告第28号　広島県知事への廃置分合申請について、事務局長から報告をいたしました。このことについてご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

別にございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長　別に質疑もないようでございますので、報告第28号　広島県知事への廃置分合申請についてを終了いたします。

#### 【(2) 協議事項】

#### 【協議第70号　平成14年高田郡六町合併協議会決算の認定について】

会長　次に、協議事項に入ります。協議第70号　平成14年度高田郡六町合併協議会決算の認定についてを議題といたします。

平成14年度高田郡六町合併協議会の決算につきましては、歳入決算額5,898万6,444円、歳出決算額5,680万4,638円、歳入歳出差引残高が218万1,806円になりました。

なお、歳入歳出差引残高の218万1,806円は翌年度へ繰り越すこととなります。決算の詳細につきましては、事務局長が報告をいたします。

事務局長。

事務局長　それでは、協議第70号　平成14年度高田郡六町合併協議会決算の認定についてということで、決算をご報告をさせていただきたいと思います。

2 ページをごらんをいただきたいと思います。

ただいま会長がご報告申し上げましたように、それぞれ歳入、歳出、お手元の資料のとおりでございまして、218万1,806円の差引残高でございます。これを翌年度へ繰り越すということでございます。

次に、3 ページをごらんをいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、まず、各町からいただきます負担金でございますが、その中でも合併推進費ということで負担金をいただいております。これはいわゆるこの協議会を運営をしていく、そういった負担金でございまして、説明の方にありますように吉田町さんが720万5,000円、そして八千代町、美土里町、甲田町、向原町さんが900万円、そして高宮町さんが750万円という形になっております。この金額が違うところでございますが、まず吉田町さんの方の差額179万5,000円、これは私どもの事務所に光ファイバーによりますイントラネットが構築されておりませんので無線LANで6町の役場との回線を構築いたしました。その費用が吉田町さんの予算に計上させていただいて、そこで執行していただいているということがございますので、負担金としては720万5,000円になっておるところであります。次に高宮町さんの方750万円で、他から比べまして150万円ほど減額になっておりますが、これは事務所の備品、机、いす等々を高宮町さんの予算で執行をしていただいておりますので、その分が減額になっているものでございます。それから教育プランの推進負担金ということで、教育プラン策定をするための経費でございまして、これはそれぞれ33万3500円ずつ各町から負担をいただいております。

次に4 ページであります。医療保健福祉連携基本計画策定事業負担金でございます。説明の欄を見ていただきますと、この欄で高宮町さんの方が306万2,500円ということで、他の町に比べまして

262万5,000円ほど多くなっておりますが、これは県の補助金が直接高宮町さんの方に入って、その県の補助金262万5,000円を含めて協議会の方へ負担をしていただいたということで、その金額が含まれておりますので多くなっております。高宮町さんの一般財源による負担は他の5町と同じ43万7,500円になっているところであります。それから繰入金3万円余り、預金利子が317円ということで、あわせまして5,898万6,444円ということでございます。

次に歳出でございますが、5ページをごらんをいただきたいと思っております。

ここでは会議費、事務費、事業費ということで、それぞれ計上をさせていただいております。説明の中で会議の運営経費ということで、あわせて459万4,891円支出しております。これは協議会、小委員会等の開催のための費用で、報酬以下そういう内訳でございます。次に事務費の方の1から3、それから事業費の方の1から10、これにつきましては細目ごとにその金額を挙げておりました、それをトータルまとめたものが右の節で掲げてありますけれども、これにつきましては次の7ページ、この目を細目でそれぞれ表現しておりますので、そちらの方で少しご説明を申し上げたいと思っております。細目の1の会議費会議運営費であります。報酬、旅費、需用費ということで、報酬につきましては協議会、小委員会の開催の委員さん報酬等でございます。事務費人件費が細目で挙がっておりますが、これは臨時職員の賃金と職員の普通旅費で構成をされております。事務所経費でございますが、思ったよりたくさんかかりましたのが需用費でございます。トータル598万9,000円余り使っておりますが、これは紙、それからトナー代が主なものです。膨大な資料を毎回つくってまいりますので、たくさんいっているというのが目につくと思っております。委託料

でございますが、39万円余り使っておりますが、これは会議録のテープ起こしを業者委託しておりますのでその委託料であります。それから使用料及び賃借料でございますが、365万円余り使っておりますけれども、パソコン、本日の会議等のマイク、電話、それから駐車場等々の借り上げでございます。

次に8ページで、負担金補助及び交付金でございますが、58万4,000円程度使っておりますけれども、これは事務所の共用の部分の経費であります。電気代、水道、ガス代等々が事務所全体で支払うようになっておりますので、面積配分をして県の方へ負担金として納めるものであります。細目の3の車両関係の経費でございますが、これは公用車3台をリースしておりますので、それに関係する経費であります。次に事業費の関係でございますけれども、広報事業は、広報誌10回、さらには説明会用の資料等をここで出ささせていただいております。それから委託料につきましては、ホームページを開設しておりますので、その開設費用に係る業務委託でございます。それから新市の名称の関係で記念品代等の報償とかチラシの印刷でありますとか、そういったものを使わせていただいております。建設計画につきましては、需用費で印刷製本がございますが、これが本編並びに概要書を印刷したものでございます。委託料につきましては、コンサルの委託料ということでございます。

9ページ、次に重点事業調査業務関係経費ということでございますが、これは財政推計のソフトを借りたものでございます。建設計画には財政推計を必ずつける必要がございますので、このソフトの使用料を挙げさせていただいております。それから例規集の関係でございますが、競争入札の末、当初よりも相当安い金額で委託をお願いしております。それから電算の関係でございますが、これを構築するために、いわゆる指導を受けるコンサルをお願いしておりますけれども、

コンサルの委託料でございまして567万円ほどでございます。それから保健医療関係の計画書をつくりましたが、その委託料が500万円余りでございます。研修関係については、研修に行っておりませんので使用をしておりません。それから、教育プランの関係で業務委託料で300万円ほど委託をしております。それから、事務処理マニュアルの関係でございまして、これが210万円という中身でございます。

なお、歳出に係る事項別明細につきましては、先ほどとほとんど同じでございますので省略をさせていただければというふうに思います。

次に10ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。これは先ほどご報告申し上げました中身で、いわゆる繰り越し等ございませんのでそのままでございます。以上でございます。

議長　　ただいま平成14年度の高田郡六町合併協議会の決算について、事務局長より報告をいたしました。ここで6月27日、若林監査委員さん、山崎監査委員さんに平成14年度高田郡六町合併協議会歳入歳出決算の審査をしていただきましたので、山崎監査委員さんに代表していただきまして、監査報告をお願いいたします。

山崎正登監査委員　　山崎でございます。よろしくお願いたします。

平成14年度高田郡六町合併協議会の歳入歳出決算審査につきましてご報告申し上げます。

高田郡六町合併協議会財務規定第8条の規定に基づき、平成15年6月6日付で高田郡六町合併協議会会長から審査に付されました平成14年度高田郡六町合併協議会歳入歳出決算について、平成15年6月27日、若林監査委員とともに審査をいたしました。歳入の審査におきましては歳入予算の執行は適正かつ合法的に行われているか、協

定漏れ、また調停に誤りのあるものはないかなどの点に留意して審査いたしました。歳出の審査におきましては、違法、不当の支出がないか、予算の執行はその目的に合致するよう執行され、合理的かつ効果的に執行されているか、契約は適正に締結されているか、計数は正確で関係諸帳簿及び諸書類と一致しているかなどの点に留意して審査いたしました。審査の結果、平成14年度高田郡六町合併協議会歳入歳出決算は、その計数に誤りがなく、関係諸帳簿及び諸書類の整理並びに会計処理は適正に処理されており、決算は適切であると認めました。以上で決算の報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただいま山崎監査委員さんより監査の報告をいただきましたが、ここで監査報告に対する質疑を行います。ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。別にありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 ご質問もないようでございますので、監査報告に対する質疑を終了いたします。

山崎監査委員さん、若林監査委員さん、大変どうもありがとうございました。

それでは引き続いて、平成14年度高田郡六町合併協議会決算報告について、ご質問やご意見がございましたらご発言をお願いいたします。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長　ご質問もないようでございますので、平成14年度高田郡六町合併協議会決算について認定をしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長　ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、平成14年度高田郡六町合併協議会決算については、認定することといたします。

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

したがって、第14回高田郡六町合併協議会を終了いたしたいと思っておりますが意義ございませんか。

どうぞ。

住吉海平委員　甲田町の住吉と申します。法定議会の運営のあり方はよくわからないので、動議になるのかどうかわかりませんが、質問をしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。質問をしたい事項として、甲田町では議会を中心として新生安芸高田市を考える会というのが中心となって、今度の合併時の事務所のあり方についていろいろ協議をされておられて、そのことが事務局の方に質問か何か言って回答書が出ておるようです。その辺の動きがわからないので、私も地元甲田町ですので、いろいろ議員さんからも質問を受けたりすることがあるので、回答書とか出ているというようなことがありますので、ちょっと経過について説明を受けておけば、私なりのまた説明もできるのではないかとということで質問をさせていただきました。

議長　ただいまのご意見は、今回の議題にないものでございます。したがって、一応これを閉会をさせていただきますして、閉会後にご意見

を賜りたいと思いますので、一応閉会を先にさせていただきたいと思  
います。

それでは閉会に当たりまして、崎岡副会長が閉会のごあいさつをさ  
せていただきます

#### 【 5 閉会のあいさつ】

崎岡典男副会長 本日は皆さん、大変ご多用の中、また天候不順の中、  
第14回の合併協議会を開催いたしましたところ、多数出席をいただ  
きまして、協議事項、報告事項の3件、また協議事項1件の事項をお  
認めいただき、承認をいただきましたことを大変ありがとうございました。  
これから6町合併の日程も間近に迫っております。これからも  
皆さん方のご支援、ご協力をお願いいたしまして、立派な合併ができ  
ますことを願いましたらごあいさつにかえさせていただきます。

本日は皆さん、大変ありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。

午後2時22分 閉会